

(別紙 1)

一般社団法人長野県理学療法士会 賛助会員 募集要項

I 賛助会員について

- 1 理学療法士以外で、一般社団法人長野県理学療法士会（以下本会とする）の目的に賛同され、本会に対し育成・援助を図る個人または団体であって、理事会の承認を得たのちに賛助会員とする。
- 2 賛助会員は、本会と密接な連携をとり、理学療法の普及と発展に寄与する。
- 3 賛助会員を A 会員・B 会員・C 会員に分け会費を以下の通りとする。また、現品にて会費とすることができる。
 - A 会員 年額 10 万円
 - B 会員 年額 5 万円
 - C 会員 年額 2 万円
- 4 会費の納入期限は、原則として毎年 6 月 15 日までとする。年度途中での入会の場合、本会理事会の承認を得たのち速やかに納入する。
- 5 賛助会員の権利は、以下の通りとする
 - 1) C 会員
 - ① 士会が発行する刊行物に広告等を掲載できる。
 - ② 士会が主催する学術大会等において展示設備がある場合は、機器展示等の機会を得ることができる。
 - ③ 士会ホームページ賛助会員の項にバナーの貼り付けが認められる。
 - ④ 定期的に士会が主催する学会、研修会の案内を受けることができる。
 - ⑤ 本会で発行する定期刊行物を送付し、理学療法に関する情報提供をする。
 - ⑥ 本会の総会議案書に賛助会員一覧を設け、住所、電話番号等を掲載する。
 - 2) B 会員：C 会員に加えて以下の権利を得る。
 - ① 士会が主催する学会・講習会において賛助会員が作成する PR 動画等の広告動画を流すことができる。
 - 3) A 会員：B、C 会員に加えて新たに次の権利・特典を得る。
 - ① 本会が発送する本会事業の案内等の会員に向けた郵送物に広報紙

等を同封できる。

- 6 士会発行の学術誌及び機関誌広告掲載については、下記の通りである
 - 1) 広告料は、年会費に含まれる
 - 2) 広告面積は、次の通りとする
学術誌「理学療法研究・長野」・機関紙「P Tながのニュース」
A 会員 1 ページ、B 会員 1/2 ページ、C 会員 1/4 ページ
(学術誌および P Tながのニュースは Web 閲覧)
- 7 今回、入会していただいた場合、来年度以降において双方で申し出がない限り、会員を継続する。

II 申し込み方法

- 1 新規申し込みの場合は、本会ホームページの賛助会員申し込みフォームから申し込みをする。申し込みの際は、本要項と賛助会員規程を閲覧・同意の上、申し込みを行う。
- 2 継続の場合は、メール若しくは前年度に送付する申し込みハガキにて本会事務局に申し出る。また、毎年 3 月 31 日までに申し出がない場合も継続と判断する。
- 3 新規申し込みおよび継続の申し込みがあった場合、当士会事務局よりあらためて入会の手続き、会員継続の手続きについて連絡する。

(令和 7 年 3 月 1 日)